

令和 2 年 10 月 14 日
消費者庁食品表示企画課

食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

1 意見募集の対象

- ・食品表示基準の一部改正案

2 意見募集の趣旨

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、

- ① 玄米及び精米の表示に関して、現行、農産物検査による証明を受けている場合のみ、産地、品種及び産年の表示が可能であるところ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とすること
 - ② 産地、品種及び産年の表示の根拠となる資料の保管を義務付けること
 - ③ 産地、品種、産年等の表示事項の根拠を確認した方法の表示を可能とすること
- 等が必要なことから、消費者庁では、食品表示基準の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 2 年 10 月 14 日（水）から同年 11 月 15 日（日）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

- * 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

- * FAX 又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～

【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) 電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin6@caa.go.jp 宛て

* 電子メール件名を「食品表示基準改正案について」としてください。

(2) FAX の場合

FAX 番号 : 03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 表題を「食品表示基準改正案について」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「食品表示基準改正案について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。